

【図1】 幼児教育・保育料(利用者負担額)

| ○1号認定支給子ども | | | ○2号認定支給子ども・3号認定支給子ども | | | | | | |
|------------|---------|---------|----------------------|-------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 階層 | 区分 | | 階層 | 0歳児・1歳児・2歳児 | | 3歳児 | | 4歳児・5歳児 | |
| | 3歳児など | 4歳児・5歳児 | | 標準時間 | 短時間 | 標準時間 | 短時間 | 標準時間 | 短時間 |
| 第1階層 | 0円 | 0円 | 第1階層 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 第2階層 | 3,000円 | 2,800円 | 第2階層 | 4,500円 | 4,500円 | 3,000円 | 3,000円 | 3,000円 | 3,000円 |
| 第3階層 | 3,000円 | 2,800円 | 第3階層 | 8,200円 | 8,100円 | 5,600円 | 5,600円 | 5,600円 | 5,600円 |
| 第4階層 | 8,800円 | 8,000円 | 第4階層 | 11,600円 | 11,500円 | 8,800円 | 8,800円 | 8,800円 | 8,800円 |
| 第5階層 | 8,800円 | 8,000円 | 第5階層 | 15,600円 | 15,400円 | 12,500円 | 12,300円 | 12,500円 | 12,300円 |
| 第6階層 | 12,100円 | 11,000円 | 第6階層 | 15,600円 | 15,400円 | 12,500円 | 12,300円 | 12,500円 | 12,300円 |
| 第7階層 | 12,100円 | 11,000円 | 第7階層 | 19,700円 | 19,400円 | 17,200円 | 17,000円 | 16,700円 | 16,500円 |
| 第8階層 | 15,400円 | 14,000円 | 第8階層 | 23,700円 | 23,300円 | 21,800円 | 21,500円 | 20,900円 | 20,600円 |
| 第9階層 | 15,400円 | 14,000円 | 第9階層 | 28,700円 | 28,300円 | 25,300円 | 24,900円 | 24,100円 | 23,700円 |
| 第10階層 | 19,800円 | 18,000円 | 第10階層 | 33,800円 | 33,300円 | 28,800円 | 28,400円 | 24,100円 | 23,700円 |
| 第11階層 | 22,000円 | 20,000円 | 第11階層 | 33,800円 | 33,300円 | 28,800円 | 28,400円 | 24,100円 | 23,700円 |
| 第12階層 | 22,000円 | 20,000円 | 第12階層 | 40,300円 | 39,700円 | 28,800円 | 28,400円 | 24,100円 | 23,700円 |
| 第13階層 | 22,000円 | 20,000円 | 第13階層 | 43,600円 | 42,900円 | 28,800円 | 28,400円 | 24,100円 | 23,700円 |
| 第14階層 | 22,000円 | 20,000円 | 第14階層 | 43,600円 | 42,900円 | 28,800円 | 28,400円 | 24,100円 | 23,700円 |
| 第15階層 | 22,000円 | 20,000円 | 第15階層 | 46,900円 | 46,200円 | 28,800円 | 28,400円 | 24,100円 | 23,700円 |
| 第16階層 | 22,000円 | 20,000円 | 第16階層 | 50,400円 | 49,600円 | 28,800円 | 28,400円 | 24,100円 | 23,700円 |
| 第17階層 | 22,000円 | 20,000円 | 第17階層 | 57,200円 | 56,300円 | 28,800円 | 28,400円 | 24,100円 | 23,700円 |
| 第18階層 | 22,000円 | 20,000円 | 第18階層 | 64,000円 | 63,000円 | 28,800円 | 28,400円 | 24,100円 | 23,700円 |



平成29年4月1日から
世帯の所得などに関係なく、
保育料・授業料が無償(0円)
になります。

注 第2階層から第5階層における母子家庭などについては、軽減などにより利用者負担額が表と異なる場合があります。きょうだいで利用する場合には、多子世帯の軽減により、利用者負担額が表とは異なる場合があります。

【図2】 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 [歳]

| | | | |
|----------------|-------------------------------------------|------------|------------|
| 保育・教育 | 今回無償化される部分 | 小学校(公立の場合) | 中学校(公立の場合) |
| 通院 医療 入院 | 中学校卒業まで、通院・入院ともに医療助成制度の対象 (平成27年4月実施済) | | |

【図3】 待機児童の推移

| 厚生労働省定義の待機児童 (単位:人) | | | | | |
|---------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
| 4月1日時点 | 45 | 47 | 45 | 28 | 17 |

| 待機児童(厚生労働省定義外の申込児童を含む) (単位:人) | | | | | |
|-------------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
| 4月1日時点 | — | — | — | 68 | 110 |

▽子ども医療費の助成など、市
成
【医療保健】
▽妊婦健康診査の助成
▽不妊検査および不妊治療の助
成

**守口市は子育て世代を
総合的に応援します**

※小規模保育事業とは？

平成27年度から開始した子ども子育て支援新制度において新設された保育事業形態です。原則として対象は0歳～2歳、定員は6人～19人となっています。認可は、条例で定められた運営基準などに基つき市が行います。

TEL 06・6992・1665

注 平成26年度以前は未集計

「厚労労働省定義の待機児童」:他に利用可能な保育施設などがあるにも関わらず、特定の保育所などを希望し、保護者の私的な理由により待機している場合は含まない。
「申込児童」:入所申し込みしたものの希望する園に入れず待機している児童の全数

待機児童解消の促進

仕事と子育ての両立支援のため、待機児童(厚生労働省定義外の申込児童も含む)の解消に向け、これまで以上に取り組みを加速させます。【図3】
現在、小規模保育事業所(※)を公募しているところです。公募により新規に開設する小規模保育事業所については、体制が整い次第、入所の募集を行います。

市の財政負担

無償化に必要な予算は、現時点概算で約6億3千万円程度の見込みです。対象児童数は、約4千人と推計しています。財源は、公立保育所の民間移管(効果額約8.5億円)を始め、徹底した行財政改革により捻出します。

【安全】
▽防犯カメラを市内全域1千台設置し、子ども・女性への犯罪を抑制
▽守口市役所新庁舎 市民の安全と安心を守る防災拠点化
▽大枝公園再整備 「スポーツ・防災公園」化
▽大災害にも対応できるまちづくり推進

【教育】
▽さつき学園 義務教育学校による小中一貫教育
▽ICT教育積極推進
▽公立小・中学校耐震化100%完了

▽就学前の教育保育の質向上や、幼小連携に加え、義務教育段階での学力向上もさらに努力していきます。

平成29年4月1日から0歳～5歳児の
幼児教育・保育を無償化します

平成28年12月市議会定例会において、幼児教育・保育無償化の根拠規定となる、「守口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例案」が可決されました。

これに伴い、所要予算案を次期2月市議会定例会に提案します。

平成29年度当初予算の一部として、同予算案が可決されると、守口市において、平成29年4月1日から、幼児教育・保育が無償化されます。



幼児教育・保育無償化政策が目指すもの

- 経済負担の緩和で、安心の子育て・子育てを
- 子育て世代の定住で、活力と成長の「もりぐち」を

【基本的な考え方】

1 未来への投資

子どもへの投資は、将来の守口市そして日本を支える未来への投資。
「もりぐち」は子育て・子育て支援を社会全体、全ての市民で支え合います。

2 女性の活躍支援

安心して子どもを育て、また預け働ける条件を整えることで、男女が共に、その力を精一杯発揮できる社会を目指します。

3 定住のまち守口を実現

全国トップレベルの子育て世帯にやさしい政策を実現し、市民の定住を促進することで、活力と希望のまちづくりにつなげます。

募集 子育て支援員研修受講者

子育て支援の担い手となる人材を養成するための研修を実施します。

受講資格 なし(市内小規模保育事業所などに従事する人が優先)

注 テキスト代などの実費は自己負担

場 大阪国際大学・大阪国際大学短期大学部

時 平成29年2月中旬～3月下旬

締切 平成29年2月8日(水)

詳しくは市ホームページをご覧ください。

無償化政策が目指すもの
今回の無償化は、子育てに係る保護者の経済的な負担を緩和し、安心の子育てと子育てを実現するため、また、子育て世代の定住を促進し、活力と成長の「もりぐち」を実現するため、3つの基本的な考え方に基つき、実施するものです。
1つ目は「未来への投資」です。子どもへの投資は、将来の守口市そして日本を支える未来への投資です。守口市は、子育て・子育てを全ての市民で支え合うまちを目指します。

2つ目は「女性の活躍支援」です。安心して子どもを育て、また預けられるという条件を整えることで、男女が共に、その力を精一杯発揮できる社会を目指します。
最後に3つ目は「定住のまち守口の実現」です。全国トップレベルの子育て世帯にやさしい政策を実現し、市民の定住を促進することで、活力と希望のまちづくりにつなげていきます。

制度の概要
世帯の所得などに関係なく、0歳から5歳児の認定子ども園・保育園(所)・幼稚園・小規模保育事業所の保育料・授業料(基本部分)の利用者負担額がゼロになります。【図1】
なお、子ども子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園については、世帯の所得などに関係なく、就園奨励費補助として30万8千円を上限に、支払った保育料・入園料に対して補助を行う予定です。
今回の無償化により守口市では、義務教育終了(中学校卒業時)までの保育・教育・医療に係る費用が無償化されます。【図2】
注 各園などの給食費など実費負担、自己負担などはあります。